

利用者負担額等の現状と課題

(1) 利用者負担額（保育料）

【現状】

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額は、国が定める水準（国基準）を上限として、世帯所得等を勘案して市町村が定めることとされており、羽村市の利用者負担割合（平成29年度決算ベース）額は、認定区分ごとに以下のとおりとなっている。

1号認定・・・国基準の100%

2号認定・・・国基準の36.7%（26市中最も低い）

3号認定・・・国基準の49.9%（26市中低いほうから6番目）

【課題】

利用者負担額の設定については、従来は所得税を用いることが原則とされていたが、子ども・子育て支援新制度においては、市民税を用いることが原則となった。

羽村市では、切り替えによる市民への影響を考慮し、新制度で新設された1号認定（3歳以上の教育認定）を除き、引き続き所得税による運用を継続してきたが、認定区分により所得税と市民税が混在すること、また、所得税で運用していることによる事務的な不都合が生じていることから、2号認定（3歳以上の保育認定）、3号認定（3歳未満の保育認定）についても時期を捉えて市民税へ切替えていく必要がある。

(2) 学童クラブ育成料

【現状】

月額4,000円（定額）

利用者負担割合28.6%（26市中高い方から4番目）

【課題】

他市町村の育成料と比較する中で、現行の料金が適当であるか検証する必要がある。